

# 市有地を売却します

問合せ 用地管財課 ☎9180

市の所有する土地を次のよう売却します。

## ■一般競争入札の売却物件（表1）

市が定める予定価格（最低売却価格）以上で、最高価額の入札者に売却します。

**申込資格** 個人および法人  
**配布期間** 4月1日(金)～28日(休)  
**受付期間** 4月18日(月)～5月13日(金)9時～16時30分（閉庁日は除く）  
**入札日時** 6月14日(火)10時～  
**入札場所** 市役所5階501会議室

表1 1物件

物件番号	所在・地番	地目	予定面積		予定価格(円)	入札保証金(円)
			平方メートル	坪		
入札1	大野二丁目8710番88 外	宅地	3,383.67	1,023.56	121,000,000	12,100,000

**受付場所** 市役所5階用地管財課

**申込方法** 詳細は、用地管財課に備え付けまたは市ホームページのトップページ「募集」のうち「一般競争入札による市有地の売却」欄を確認の上、指定の用紙で申し込んでください。

# 軽自動車税の税率変更

問合せ 課税課 ☎9114

平成28年度からの税率（年額）は次のとおりとなります。納税通知書は5月に送付します。軽自動車税は毎年4月1日時点で登録のある車両に対して、1年間分の年税額を課税します。

車種区分	税率（年税額）	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
小型特殊自動車	ミニカー	3,700円
	農耕用	2,400円
二輪の軽自動車	その他	5,900円
	250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

## ■軽自動車のうち三輪のものおよび四輪以上のもの（軽四輪車など）の税率（年税額）

車種区分	税率（年税額）			
	初度検査年月日がH27.3.31までで、初度検査年月から13年目までの車両	初度検査年月日がH27.4.1以降の車両	初度検査年月から13年を超える車両（重課税率）	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽自動車	四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	四輪貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円

1 「初度検査年月」は自動車検査証の上段の「初度検査年月」欄に記載。  
 2 平成28年度に重課税率が適用される車両は、初度検査年月が平成14年以前の車両です。

三輪および四輪の軽自動車にグリーン化特例（軽課）が適用されます。

初度検査年月日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの三輪および四輪の軽自動車（排出ガス性能、燃費性能の優れた環境負荷の小さいもの）は、平成28年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）を適用します。

車種区分	税率（年税額）			
	ア	イ	ウ	
軽自動車	三輪	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪貨物営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	四輪貨物自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	四輪乗用営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	四輪乗用自家用	2,700円	5,400円	8,100円

ア 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）  
 イ 【乗用】平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車  
 【貨物用】平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車  
 ウ 【乗用】平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車  
 【貨物用】平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※（イ）、（ウ）は、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載

# 消防団員募集

問合せ 消防本部警防課 ☎9233

消防団は「自分のまちは、自分で守る」という使命感のもと、地域の防災リーダーとして活動しています。消防団員の年齢層は幅広く、普段は自営業者サラリーマン、主婦などさまざまな職種で活躍されています。

近年、大地震・自然災害による被害も多発し、地域の防災の要となる消防団活動は一層重要となっています。

地域に貢献したい人、何か初めてみたいと考えている人の入団をお待ちしています。

**消防団** 地域に密着した防災機関として、火災の消火活動や、地震・風水害など、災害の予防広報などを行います。地域住民の生命財産を守る重要な役割を担い、地域防災の中核として幅広い活動を行っています。

**消防団員の身分** 非常勤特別職の地方公務員

**入団資格** 廿日市市内に在住または勤務する18歳以上の人（男女問わず）

**入団後の処遇** 活動に対する報酬および災害または訓練に参加した際の出動手当

**消防団サポート事業** 消防団員がサポート事業の協賛店で飲食や物品購入をした際、消防団員証を掲示すれば、料金の割引などのサービスを受けることができます。

**入団の申込み** 廿日市消防署、大野消防署、宮島消防署、廿日市消防署佐伯分署、廿日市市役所吉和支所まで

# さらに広がる公共下水道

公共下水道は、台所や風呂、トイレなどで使った水や工場などからの廃水を集め、処理場できれいにし、放流し、河川や海の水質を守ります。また、悪臭やハエ・蚊などの発生源となるどぶ川がきれいになるなど、わたしたちの健康で快適な暮らしを支える大切な施設です。

公共下水道は、台所や風呂、トイレなどで使った水や工場などからの廃水を集め、処理場できれいにし、放流し、河川や海の水質を守ります。また、悪臭やハエ・蚊などの発生源となるどぶ川がきれいになるなど、わたしたちの健康で快適な暮らしを支える大切な施設です。

## ■公共下水道処理区域の広がり

**廿日市処理区** 約9ヘクタール（約661ヘクタール）

**佐伯処理区** 約3ヘクタール（約111ヘクタール）

**大野処理区** 約6ヘクタール（約275ヘクタール）

※（ ）内は、全体区域面積  
 処理区域は、次のところで確認することができます。

●廿日市処理区、佐伯処理区、大野処理区 下水道課（廿日市衛生センター内） ☎5482  
 ●佐伯処理区 佐伯支所佐伯管理課 ☎1117

## ■公共下水道への切り替え

新たに処理区域となる地区で、現在、浄化槽を使っている場合は速やかに廃止して、公共下水道へ接続してください。また、くみ取り便所は、3年以内

に水洗便所に改造して公共下水道へ接続してください。

なお、この区域では、新たに浄化槽やくみ取り便所を設置することはできません。

## ■排水設備工事は指定工事店で

公共下水道へ接続するときに必要な排水設備の工事は、市が指定した下水道排水設備指定工事店で行ってください。

## ■融資あっせん制度

公共下水道の処理区域で下水道に接続するための宅地内の設備を改造するための工事費を一時に負担することが困難な人に、融資あっせん制度があります。工事の申し込みの際に、指定工事店へあっせんの条件などについては相談してください。

## ■下水道使用料

公共下水道への接続が完了し、下水道の使用を開始すると、「下水道使用料」を納めることになります。これは、下水道管の清掃や補修をはじめ、終末処理場や汚水中継ポンプ場の運転、施設の維持管理費用として使われます。

## ■受益者負担金（分担金）

公共下水道が整備されると、土地の所有者などの利益を受ける人（受益者）は、汚水施設整備費の一部を負担していただくこととなります。平成28年4月から、次の区域の一部が、受益者負担金（佐伯処理区の場合は受益者分担金）の賦課対象区域となります。

この土地所有者には、4月下旬～5月上旬に受益者の申告書などを郵送します。申告書に記載してある提出期限までに必要な書類を提出してください。

**提出先** 下水道課（廿日市衛生センター内）

## 対象区域

●廿日市処理区 駅前、城内一～三丁目、串戸三～四丁目、宮内一丁目、宮内（字新屋敷、字砂原、字針田、字河田）、地御前三～五丁目、地御前北三丁目、六本松二丁目、阿品三丁目の各一部

●佐伯処理区 河津原（字上中山谷、字下中山谷、字中山、字下中組）の各一部

●大野処理区 前空二～四丁目、物見東一丁目、塩屋一・二丁目、沖塩屋一丁目、大野（字陣場、字沖筏津、字筏津、字郷）大野原三・四丁目、大野中央二丁目、上の浜一丁目の各一部